

子どものこころの相談事業における母子支援の考察

上倉里恵（木曾保健所）、鈴木由美子、春原美智子、井澤紀子、小林文宗（上田保健所）

要旨：ハイリスク母子の支援として、当所では平成12年6月より、精神保健福祉センターの協力を得て、自閉症圏の子どもについて相談窓口を開設している。7年間の事業経過から地域での発達障害児を抱える母子支援及び保健所の役割について検討した。

子どもの障害の受容や対応に戸惑う保護者、関係者のための支援や場が必要である。当事業を通じ個別相談により保護者、関係者への助言を実施している。さらに処遇困難事例についてはケア会議を実施し、関係者で対応の方向性を検討している。平成15年からは関係者連絡会、平成17年からは親の集まりを開催し、相談事業から支援体制のシステム化に向けた取り組みを始めている。

キーワード：発達障害、個別支援、発達障害児の親の集まり、関係者連絡会

A 目的

障害や成長発達の遅れを抱えながら地域で生活する児や自閉症児やアスペルガー障害など広汎性発達障害（疑い）と診断され保健所へ相談の場を求めている者が増えている。発達障害児に関して親を始め保育園等や学校での児への対応が難しく、障害の理解や対応方法について親や関係者が苦慮している現状がある。親が悩みを抱えて孤立しないよう相談窓口を開設し、相談の場を作り関係者も共に理解を深めることで、児が地域の中で障害を抱えながらもその子らしい生活が送れることを目指す。

B 実施方法

毎月1回の予約制による個別相談。平成17年度より親の集まりを年2回定例相談日内で実施している。スタッフは、精神保健福祉センター自閉症療育相談担当職員2名、保健所保健師2名、平成16年度より上小圏域障害者総合支援センターコーディネーターが加わっている。

実施する上で考慮した事項として、相談時に課題学習と遊具遊びを入れた。その際できるだけ、聴覚的・視覚的の少ない環境設定（ブラインド）。また、学習エリアと遊びのエリアを区別（間仕切り）した。相談時間は、1ケース1時間程度とした。

実施内容は、①課題学習と遊具遊びを通し対象児の特徴を把握する。②保護者の話を傾聴し、苦労をねぎらい受容するとともに助言を行う。③保護者だけでなく、関係機関（保育園、幼稚園、小学校等）

への助言を行う。④障害者総合支援センター職員による福祉サービスの説明を行う。⑤関係者によるケア会議の場としての機能ももつこととした。

相談時の助言の内容は、①自閉症等の特徴のある行動や対応の仕方について理解してもらう②構造化や視覚を使った示し方の助言（環境設定やスケジュールの示し方、絵カードの利用、終わりの示し方）等である。

C 実施結果・考察

表1. 相談者数

年度	実数（延）	参加職員	親の集まり
12	6（18）	不明	
13	7（33）	不明	
14	6（34）	不明	
15	11（42）	14	
16	14（66）	59	
17	10（83）	43	11
計	54（276）	116	11

受診者の数は、年々増えており発達障害に関わる相談の場を求めている状況がある（表1）。相談経路からは、市町村、通園施設関係者からの紹介が合わせて7割を超えている。関係者が対応に苦慮し相談の場を求めていることが分る（表2）。個別相談に同行した関係者は表1のとおりである。

受診者の年齢では、3歳から4歳が多く、年齢と相談経路を合わせてみると、保育園等集団生活を始めた。相談経路

通園施設	18
市町村（保育担当課含む）	21
精神保健福祉センター	4
母	6
上小圏域障害者総合支援センター	3
幼稚園	1
その他	1
計	54

表3. 対象児の年齢(初回相談時の年齢)

年齢	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳～	計
人数	7	15	13	8	5	6	54

表4. 主訴と相談回数

回数 \ 主訴	1～2	3～4	5～9	10～14	15～19	20以上
自閉症	7	1	1	2		1
アスペルガー		2		1		
非特定広汎性発達障害	8	1	4		1	
LD			1			
多動、関わり困難等	10		4	1	1	1
言葉の遅れ	2		1		1	
精神発達遅滞	3					
計	30	4	11	4	3	2

表5. 相談者のフォロー年数

年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
人数	32	14	4	2	1	1	54

めて、施設関係者や担当保育課のある市町村が現場からの訴えで相談の場を求めていることが分る(表2,3)。受診者の相談回数から、1回で相談を終了又は他機関へ紹介する者が半数あったが、一方で10回以上の相談者は、9名(16.7%)であった(表4)。2年以上相談を利用している者は、22名(40.7%)であった。診断名により、相談回数が多いという状況はなく、障害や対応は個別性があり児をはじめ、親や関係者のおかれている状況によっては、経年的に相談を継続していく必要がある(表4,5)。

事業を通して、親が障害に向き合えるまで気持ちに寄り添う支援者が必要である。親が家族にも協力を得られず対応に悩む場合もあり、継続的な相談や、親の会をはじめ他の社会資源の紹介を親の意向を確認しながらニーズに応じて行っている。

障害の程度は個々に異なるが、生活の工夫等のアイデアを話せたり親の悩みを共有する場として、平成17年より親の集まりを開催した。親の集まりを通し親自身の孤立感の解消や、相談する立場だけでなく親自身が力をつけることに繋がってきている。また障害児を受け入れ対応している施設の中には、ケア会議を施設が主体となって勧めるところもでてきている。

今年度も、相談事業を開催し個別相談を通し、親のみでなく関係者への相談にも引き続き対応していく。継続して相談する者も多く、新規の相談に予約待ちの場合もあり、相談方法及び回数の検討も必要である。

また、関係者連絡会については、関係者の資質向上を目的とした事例検討や研修会を開催していく予定である。親が家族の中でも孤立し協力を得られない状況からも、発達障害について地域住民への知識の普及啓発についても検討していきたい。

尚、本事業については、長野県精神保健福祉センターの指導を得て勧めており、同センター重田三恵子氏並びに原君江氏に感謝申し上げる。